

# 平成31年3月定例舞鶴市教育委員会会議録

開会日時 平成31年3月25日(月) 午後2時00分～午後2時55分

場 所 市役所別館 413 会議室

出席委員 奥水教育長 荻野委員 岸本委員 富川委員 内藤委員 堀尾委員

欠席委員 なし

事務局職員

浜野教育振興部長	瀬野学校教育課主幹
廣瀬指導理事	小酒教育総務課長
森下学校教育課長	岸口教育総務課主幹
井上学校教育課指導担当課長	大機教育総務課総務係長

岩田市民文化環境部地域づくり支援課長  
谷市民文化環境部中央公民館長  
山下市民文化環境部中央公民館主幹  
左織市民文化環境部文化振興課長

## 1 開 会

教育長 開会を宣告

## 2 平成31年2月定例教育委員会会議録 承認

教育長 会議録を会議に諮り、全員承認

## 3 諸報告

### (1) 教育長報告

事務局から教育長の主な活動に係る報告事項を資料に基づき報告

### (2) 各課報告

(教育企画課)

①新教育振興大綱策定について

(学校教育課)

- ① 年度末校園長会議ほか行事予定について
- ② 教育支援センター「明日葉」の2月の運営状況について

#### 4 議事

(教育長)

第7号議案、平成31年3月25日提出の「舞鶴市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の私有車利用による旅行に関する規定の訓令制定について」の上程について説明をお願いします。

(森下学校教育課長)

教職員の私有車の公務利用を可能とする「舞鶴市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の私有車利用による旅行に関する規程」を制定するに当たり、舞鶴市教育委員会基本規則第9条第1項第2号の規定により委員会の議決を求めるもの。

(堀尾委員)

損害賠償について、本人の怪我の場合はどうなりますか。

(森下学校教育課長)

公務であれば公務災害補償の対象であります。

(荻野委員)

教職員が私有車利用による出張を行おうとする場合は、校長に口頭で申し出たらいいか。

(森下学校教育課長)

口頭での申し出に加え、出張伺いの提出をお願いします。

(荻野委員)

家庭訪問で私有車を使用する場合はどうか。

(森下学校教育課長)

校区内は旅費(出張)の対象ではないが、公務である以上公務災害補償の対象となります。

(富川委員)

損害賠償保険については保険会社の対応となるのか。

(森下学校教育課長)

任意保険の適用については保険会社に対応いただいている。

(教育長)

第7号議案を会議に諮り、全員異議無く承認

(教育長)

第8号議案、平成31年3月25日提出の「舞鶴市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則」の上程について説明をお願いします。

(小酒教育総務課長)

文化財保護条例の改正、舞鶴市認定こども園の開設に伴い、舞鶴市教育委員会の権限に関する事務の補助執行させる事務から「文化財の保護に関する事」と及び「幼稚園に関する事」を削除する規則の改正が必要なため、舞鶴市教育委員会基本規則第9条第1項第2号の規定により委員会の議決を求めるもの。

(教育長)

第8号議案を会議に諮り、全員異議無く承認

(教育長)

第9号議案、平成31年3月25日提出の「舞鶴市教育委員会基本規則の一部を改正する規則制定について」の上程について説明をお願いします。

(小酒教育総務課長)

舞鶴市認定こども園の開設、文化財保護条例の改正及び学校評議員の廃止に伴い、教育長の任務から文化財保護委員会委員の委嘱を削除する等所要の改正が必要なため、舞鶴市教育委員会基本規則の一部改正を行うことについて、舞鶴市教育委員会基本規則第9条第1項第2号の規定により委員会の議決を求めるもの。

(教育長)

第9号議案を会議に諮り、全員異議無く承認

(教育長)

第10号議案、平成31年3月25日提出の「舞鶴市教育委員会事務決裁規定の一部を改正する訓令制定について」の上程について説明をお願いします。

(小酒教育総務課長)

舞鶴市認定こども園の開設、文化財保護条例の改正に伴い、舞鶴市教育委員会事務決裁規程の補助執行させる場合における教育長決裁事項及び個別専決事項の「市民文化環境部地域づくり・文化スポーツ室 文化振興課」及び「健康・子ども部 幼稚園・保育所課」を削除する改正が必要なため、舞鶴市教育委員会基本規則第9条第1項第2号の規定により委員会の議決を求めるもの。

(教育長)

第 10 号議案を会議に諮り、全員異議無く承認

(教育長)

第 11 号議案、平成 31 年 3 月 25 日提出の「舞鶴市立学校及び幼稚園におけるハラスメントの防止等に関する規定の一部を改正する訓令制定について」の上程について説明をお願いする。

(小酒教育総務課長)

舞鶴市認定こども園の開設に伴い、舞鶴市立学校及び幼稚園におけるハラスメントの防止等に関する規程の「幼稚園」を削除するなど所要の改正を行うに当たり、舞鶴市教育委員会基本規則第9条第1項第2号の規定により委員会の議決を求めるもの。

(教育長)

第 11 号議案を会議に諮り、全員異議無く承認

(教育長)

第 12 号議案、平成 31 年 3 月 25 日提出の「舞鶴市公民館条例施行規則の一部を改正する規則制定について」の上程について説明をお願いする。

(山下市民環境部市中央公民館主幹)

舞鶴市公民館条例の改正に伴い、舞鶴市公民館条例施行規則の改正を行うに当たり、舞鶴市教育委員会基本規則第 9 条第 1 項第 2 号の規定により委員会の議決を求めるもの。

(教育長)

第 12 号議案を会議に諮り、全員異議無く承認

(教育長)

第 13 号議案、平成 31 年 3 月 25 日提出の「舞鶴市公民館事務分掌規定の廃止について」の上程について説明をお願いする

(山下市民環境部中央公民館主幹)

舞鶴市公民館条例の改正に伴い、公民館の効果的な管理を行うため、各公民館の連携調整等を行う部署を見直すこととし、現在施行されている規程を廃止するに当たり、舞鶴市教育委員会基本規則第 9 条第 1 項第 2 号の規定により委員会の議決を求めるもの。

(教育長)

第 13 号議案を会議に諮り、全員異議無く承認

(教育長)

第 14 号議案、平成 31 年 3 月 25 日提出の「舞鶴市文化財保護条例施行規則の廃止について」の上程について説明をお願いします。

(左織市民文化環境部文化振興課長)

舞鶴市文化財保護条例の改正に伴い、文化財の保護に関する事務を、市長が管理し、及び執行することとし、新たに市長の権限で文化財保護条例施行規則を制定するため、現在施行されている規則を廃止するに当たり、舞鶴市教育委員会基本規則第 9 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、委員会の議決を求めるもの。

(教育長)

第 14 号議案を会議に諮り、全員異議無く承認

(教育長)

第 15 号議案、平成 31 年 3 月 25 日提出の「個人演説会開催のために必要な設備の程度及び納付すべき費用額(学校関係)の全部を改正する訓令制定について」の上程について説明をお願いします。

(小酒教育総務課長)

舞鶴市認定子ども園の開設等に伴い、個人演説会開催のために必要な設備の程度及び納付すべき費用額(学校関係)から舞鶴幼稚園を削除するとともに、納付すべき費用額は国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に定める金額に準じていることから所要の改正が必要なため、舞鶴市教育委員会基本規則第 9 条第 1 項第 2 号の規定により委員会の議決を求めるもの。

(教育長)

第 15 号議案を会議に諮り、全員異議無く承認

(教育長)

第 16 号議案、平成 31 年 3 月 25 日提出の「個人演説会開催のために必要な設備の程度及び納付すべき費用額(公民館関係)の全部を改正する訓令制定について」の上程について説明をお願いします。

(山下市民文化環境部中央公民館主幹)

舞鶴市公民館条例を一部改正したことに伴い、個人演説会開催のために必要な設備の程度及び納付すべき費用額(公民館関係)についても、名称、種別及び納付すべき費用額等の改正が必要なことから、舞鶴市教育委員会基本規則第 9 条第 1 項第 2 号の規定により委員会の議決を求めるもの。

(教育長)

第 16 号議案を会議に諮り、全員異議無く承認

(教育長)

第 17 号議案、平成 31 年 3 月 25 日提出の「舞鶴市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則制定について」の上程について説明をお願いします。

(瀬野学校教育課主幹、浜野教育振興部長)

学校教育法等の一部改正に伴うデジタル教科書の規定及び学校アドバイザー制度の廃止に伴う学校評議員の削除が必要なため、舞鶴市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正を行うことについて、舞鶴市教育委員会基本規則第 9 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、委員会の議決を求めるもの。

(教育長)

第 17 号議案を会議に諮り、全員異議無く承認

(教育長)

第 18 号議案、平成 31 年 3 月 25 日提出の「舞鶴市立の小学校及び中学校において使用する教材の取り扱いに関する規則の一部を改正する規則制定について」の上程について説明をお願いします。

(瀬野学校教育課主幹)

学校教育法等の一部改正に伴い、教育の情報化に対応し、通常紙の教科書に代えて、デジタル教科書を使用できることとするため、舞鶴市立の小学校及び中学校において使用する教材の取扱いに関する規則の一部を改正する規則を制定するに当たり、舞鶴市教育委員会基本規則第 9 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、委員会の議決を求めるもの。

(教育長)

第 18 号議案を会議に諮り、全員異議無く承認

(教育長)

第 19 号議案、平成 31 年 3 月 25 日提出の「舞鶴市いじめ防止基本方針の改定について」の上程について説明をお願いします。

(森下学校教育課長)

「舞鶴市いじめ防止基本方針」を改定するに当たり、舞鶴市教育委員会基本規則第 9 条第 1 項第 1 号の規定により委員会の議決を求めるもの。

(荻野委員)

具体的な内容が示されており、学校がいじめ問題に取り組む上で大変わかりやすくなった。

この改定はとても意味が大きいものである。

この基本方針は学校を対象としたものであるが、実際いじめ問題は、早期発見、解決への取り組み、未然防止において、家庭、保護者の果たす役割が大きく、保護者へその意識を持っていただくためにも、別の形においてこの取り組みを周知していくことが大事ではないか。

(教育長)

保護者の方からの相談も、学校だけでなく、いじめ相談室へ相談、情報提供していただくことで、学校が気付かない問題の早期発見につながることもある。基本方針をもとにしながら指導主事等も対応し、よりよい対応につながれば。

(教育長)

第 19 号議案を会議に諮り、全員異議無く承認

(教育長)

第 20 号議案、平成 31 年 3 月 25 日提出の「平成 31 年度学校教育の重点」についての上程について説明をお願いする。

(浜野教育振興部長)

「平成 31 年度学校教育の重点」を策定するに当たり、舞鶴市教育委員会基本規則第 9 条第 1 項第 1 号の規定により委員会の議決を求めるもの。

(教育長)

第 20 号議案を会議に諮り、全員異議無く承認

## 5 その他

次回の定例教育委員会は、4 月 22 日(月)午後 2 時から開催することを確認

## 6 閉 会

教育長 閉会を宣告

署 名

(教育長)

記 録